

報告書作成の趣旨

1 作成の趣旨

- ・ 三方五湖は、地元はもとより、県、国、そして世界にとっても大切な湿地です。
- ・ この三方五湖が、平成17年11月8日にラムサール条約湿地に登録されました。
- ・ そこで本報告書は、登録を機に改めて三方五湖の自然環境を考え、今後の三方五湖の保全・活用の基本的な方向性を示すとともに、具体的な保全活用方策を示すために作成したものです。

2 作成の経緯

- ・ 本報告書は、本委員会（平成17年11月設置）において約1年かけて議論を重ねるとともに、地元の人や関係機関からお聞きした意見も参考にしながら作成したものです。

3 報告書の性格

- ・ 本報告書は、平成19年度から平成23年度までの5年間の取組みとして、湖とその周辺地域を含めた三方五湖の今後の保全・活用の基本的な方向を示すとともに、地域住民、環境保全団体、町、県がこの方向に向けて重点的に取り組むべき具体的方策を盛り込んだものです。

三方五湖の現状と課題

1 自然環境の状況

- ・ 三方五湖には、今も多くの生き物が生息し、豊かな生態系が残っているものの、農業や生活様式の変化に伴う環境負荷の増大や湖周辺の社会基盤整備に伴う浄化機能の低下により、水質の悪化、魚類や鳥類の減少が生じています。
- ・ このため、残された生態系を保持するとともに過去に損なわれた自然環境を再生し、魚類の増殖や渡り鳥の飛来数を増加させていく必要があります。

2 活用の状況

- ・ 三方五湖には、優れた自然景観があり、従来から観光地として賑ってききましたが、訪れる観光客は減少傾向にあります。また、かつて地域の住民は、湖で生育する水草を屋根材や肥料とするなど湖と共生していましたが、生活様式の変化に伴い、そのつながりは疎遠になりつつあります。
- ・ このため、観光の多様化や癒し・安らぎを求める時代の要請に応じた活用を考えていく必要があります。

3 環境学習の状況

- ・ 三方五湖をフィールドにした環境学習は、学校においては進んでいますが、地域での取り組みは十分ではありません。
- ・ このため、多くの人が三方五湖の自然環境を学ぶことができるよう環境学習の機会を拡大・拡充する必要があります。また、環境学習をとおして地域内外の人の交流を進める必要があります。

保全・活用の基本的な考え

1 ラムサール条約による保全・活用の原則

- ・ 条約では、

人々の生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用する賢明な利用を提唱しています。

湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動を進めることを決議しています。
- ・ ラムサール条約湿地に登録された三方五湖の保全・活用を進めていくには、この保全・再生、賢明な利用、交流・学習を三位一体で進めていくことが必要です。

2 三方五湖の特色を活かした保全・活用

(1) 自然環境を活かす取組み

- ・ 三方五湖は、他の登録湿地と比較して、多様な魚類が生息し、これを餌とする野鳥が飛来し、また景観は変化に富んでいます。このような特色を活かす保全・活用を進めていくことが必要です。

【多様な生態系 - 魚類をはじめとする多くの生き物が生息 - 】

- ・ 三方五湖の各湖は塩分濃度が異なり、水路で結ばれていることから、58種の淡水魚、回遊魚、周縁魚などが生息しており、この中に三方五湖固有の魚類であるハスやナガブナ、タモロコ（ミカタモロコ）などが含まれています。（ハスについては、近年その生息が確認されていないことから、現在、魚類の生息状況調査を実施しています。）
- ・ また、豊かな魚類や水草などの餌を求めてサギ類やカモ類の渡り鳥が数多く飛来し、オジロワシや西日本では三方五湖と琵琶湖でしか飛来が確認されていないオオワシなど国の絶滅危惧種に指定されている希少な鳥類が生息しています。
- ・ 三方五湖にはこうした生き物が生息する多様な生態系が残されています。さらに湖底の地層には、多様な生態系を示す環境史が良好に保存されています。

【周囲の山や里と一体となった美しい景観】

- ・ 三方五湖は、湿原や干潟のようにスケールの大きい自然ではあ

りませんが、湖の周辺には里地里山が広がり、また山、川、里、湖、海の連続性があり、広がり変化に富んでいます。これらが一体となった景観は、日本の原風景ともいふべき自然景観といえます。

(2) 地域の共同体による取組み

- ・ 三方五湖の自然環境は、そこに暮らす人々が絶え間なく手入れを行い、世話をしてきたことによりつくられてきたものであり、人々が集落という地域共同体の中で助け合い、共同して取り組んできたものです。
- ・ 三方五湖にはこの地域の共同体が残っており、また人々は地域共同体の一員であるという意識を持っており、これをもとに活動を進めていく必要があります。

(3) 地域の伝統、文化を活かした取組み

- ・ 三方五湖に暮らしてきた人々は、自然に対し対立するのではなく、順応する形で働きかけ世話をし、自然が受けとめられる範囲内で恵みを受け暮らしてきました。
- ・ 三方五湖には、自然と人々のこうした関わりの中で育まれてきた営みや催事、知恵といった伝統、文化が生きており、生活に密着した文化を活かした保全・活用を考える必要があります。

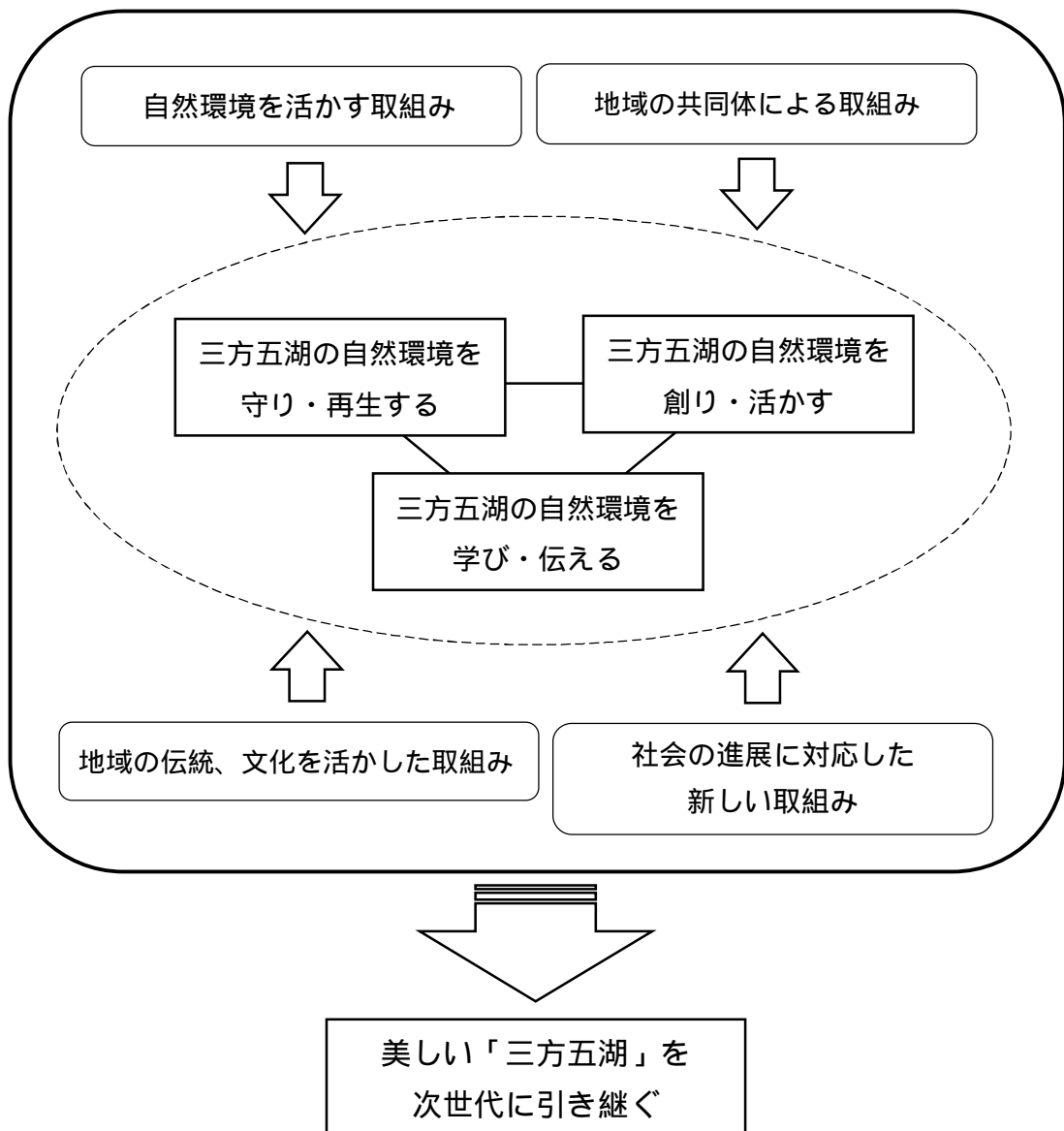
(4) 社会の進展に対応した新しい取組み

- ・ 自然に対する関心の高まりや都市生活の弊害から、今、人々の間では自然を体験する活動や生き物とのふれあいを求めるニーズが強くなっています。
- ・ 三方五湖でもエコツーリズムなどの取組みが広がりつつあり、地域外の人が三方五湖の自然を体験するようになってきています。
- ・ 三方五湖の保全活用の主役はそこに暮らす人々ですが、それを支えるものとして三方五湖の自然を体験した地域外の人との協力を得ることも重要です。
- ・ こうした新しい人、仕組みによる保全活用を進める必要があります。

3 保全・活用の基本的な考え

- ・ 三方五湖の特色を活かしながら、保全、活用、学習を三位一体において取り組む必要があります。

多くの生き物が生息し人々が恵みを受けてきた美しい三方五湖を
みんなが手をかけ世話を続けながら
守り・再生する
創り・活かす
学び・伝える
次世代に引き継いでいく



三方五湖の保全・活用の方向

1 守り・再生する

昭和30～40年代の三方五湖の自然環境を目指し再生する。

三方五湖の生態系の多様性は、各湖の塩分濃度が異なることや、山、川、里、湖、海が近距離で連なっているという地形により成り立っているが、人々の生活の変化により損なわれつつある。

かつて人々が暮らしの中で、手をかけ世話をしながら大切に守ってきたこの特色ある自然環境を保持するとともに、過去に損なわれた自然環境を再生する。

2 創り・活かす

三方五湖の自然環境のブランド化を図る。

三方五湖には、豊かな自然環境とこの中で生きてきた人々の暮らしや歴史、文化がある。これらの地域資源の中から、個を重視した観光や自然のふれあい・体験を求める時代の要請に合わせた新しい価値を見出し、三方五湖を体験・体感できるエコツーリズムの推進や特産品の開発などを行うとともに、地域ブランドとして育てていく。

3 学び・伝える

三方五湖と持続的に関われる人づくりを進める。

三方五湖の保全・活用を進めていくには、三方五湖の自然環境やこの自然環境が育んできた歴史、文化を学び、三方五湖と持続的に関われる人づくりが必要である。環境学習の機会の拡大や内容の充実を図るとともに、環境保全団体などさまざまな団体・機関の連携を進め、多くの人々が学び、保全・活用に参加できる場を拡大していく。

具体的な保全・活用の方策

これまで、三方五湖の保全・活用についてさまざまな取組みが行われ、その多くが現在も行われています。保全・活用の方向に向けてこれらの取組みを継続して実施していくことが求められています。今後、特に次の取組みについて重点的に実施することが必要です。

1 守り、再生する

昭和30～40年代の三方五湖の自然環境を目指し再生する。

- (1) 多様な野生生物、特に魚類や渡り鳥の生息環境の保全・再生
- (2) 水質の保全と浄化
- (3) 山、川、里、湖、海が繋がる変化に富んだ自然景観の保全・再生

(1) 多様な野生生物、特に魚類や渡り鳥の生息環境の保全・再生

ハスやナガブナ、またガン・カモやコハクチョウなど三方五湖に生息する魚類や鳥類を増やすため、湖、川、水田をつなげることにより、水田や川の持つ機能を活かし、生息域の保全・再生を図る。

また、外来魚の防除・駆除等による固有な魚類の生息環境の保全や、モニタリング調査を実施する。

湖、川、水田の連結

水田魚道の整備

- ・ 水田魚道設置により湖から水田までをつなげ、フナやコイなど水田や河川で産卵する魚類の生息環境を整備する。

ふゆみずたんぼの拡大

- ・ 水田の冬期湛水や休耕田の湛水化により三方五湖に飛来する水鳥の餌場を確保し、さらにこれをネットワーク化することにより飛来数の増加を図る。

固有な魚種の生息環境の保全

外来魚の防除・駆除

- ・ 湖と周辺のため池において外来魚の生息調査と駆除を実施するとともに、住民や釣り愛好家などに対し外来魚撲滅に向けた普及啓発を実施する。

固有な魚種の産卵場所の確保

- ・ ハスなど三方五湖固有の魚種を発見し、河川などの産卵場所を保全する。

モニタリング調査の実施

野生生物のモニタリング調査の実施

- ・ 生息環境の保全・再生の効果を検証し、対策にフィードバックさせるため、魚類、鳥類の生息状況などのモニタリング調査を継続して実施する。

【従来からの取組み】

- ・ ヨシ帯の造成 【S54～S55】〔県〕
- ・ なぎさ護岸の整備 【H9～】〔県〕
- ・ 外来魚の生息調査、駆除撲滅に向けた普及啓発【H16～】〔県〕
- ・ 周辺湿地の保全 【H16～】〔県、両町、環境保全団体〕
- ・ 魚類の生息調査、水田魚道の設置 【H18～】〔県〕
- ・ 水田の冬期湛水による水鳥の飛来場所、餌場の確保【H18～】〔県〕

(2) 水質の保全と浄化

かつて、三方五湖に暮らす人々が、水を汚さないように気を配り暮らしていたことに学び、住民一人ひとりが日々の生活において水質浄化に責任を持った行動をとる運動や、湖が本来有していた自然の浄化機能の再生、水源の手入れ等を進める。

また、効果的な水質浄化技術の研究を進める。

住民一人ひとりが取り組む運動の推進

日々の生活における取組み

- ・ 住民一人ひとりが日常生活や様々な行動の中で汚水を流さないように気をつけるとともに、この活動を集落(地域共同体)における運動として取り組んでいく。

農業での取組み

- ・ 集落を単位に有機肥料の使用など環境調和型農業の普及啓発により肥料流出を減少させる。
- #### 行動指針の作成
- ・ 日常生活や農林業での取組みを促進するため具体的な行動指針を作成する。

自然の力を活かした水の浄化

なぎさの復元、水草やしじみの増殖など自然の力を活かした水の循環、浄化の促進

- ・ なぎさの復元、水草やしじみの増殖などを行い、自然が持つ再生力や自然の生き物の力を活かした水の循環、浄化を進める。なお、増殖にあたっては、地域固有の水草などを使用することが望まれる。

川や森の手入れ

- ・ 三方五湖に注ぐ川や水の源である山の手入れを行う。

水質浄化技術研究の推進

研究の効率的な実施

- ・ 石川県との「湖沼水質浄化対策研究会」の開催を通して、水質浄化に関する情報やノウハウなどを共有するなど、効果的な水質浄化技術の研究を効率的に進める。

【従来からの取組み】

〔水質の浄化〕

- ・ 湖内堆積物のしゅんせつ 【H3～】〔県〕
- ・ 水生植物の浮礁栽培 【H6～】〔県〕
- ・ なぎさ護岸の整備 【H9～】〔県〕
- ・ バイオ技術による水質浄化研究 【H17～H21】〔県〕
- ・ 湖沼の底質改善研究 【H17～H21】〔県〕

〔環境負荷の低減〕

- ・ 農業集落排水処理施設の整備 【S52～H11】〔両町、県〕
- ・ 公共下水道の整備 【H元～】〔両町、県〕
- ・ 田畑、梅園における肥料流出防止と施肥の適正化の普及啓発
【H元～】〔県〕
- ・ 家畜糞尿等堆肥化施設の整備
【H14～H17】〔美浜・三方環境衛生組合〕

(3) 山、川、里、湖、海が繋がる変化に富んだ自然景観の保全・再生

三方五湖の景観を構成する山々や湖岸の景観保全のため、枯損木の除去等を進める。

山と湖の景観の保全

松の枯損木の除去、植林の実施

- ・ 三方五湖周辺の自然景観を著しく阻害している松の枯損木を除去し、植林を実施することにより美しい緑の山々の復活を図る。

文化的な遺産である舟小屋の保存

- ・ 舟小屋を保存し湖岸の景観を保全する。

【従来からの取組み】

- ・ 松くい虫の防除、被害木の除去 【H5～】〔両町〕
- ・ 舟小屋の修繕 【H9～】〔若狭町〕

2 創り、活かす

三方五湖の自然環境のブランド化を図る。

- (1) 時代の要請に対応した新しい利用価値の発見とラムサール条約湿地の知名度を活かした売り出し
- (2) 三方五湖の自然環境を壊さない保全とバランスのとれた活用

(1) 時代の要請に対応した新しい利用価値の発見とラムサール条約湿地の知名度を活かした売り出し

三方五湖の自然環境やこの自然環境の中から育まれてきた歴史・文化の中から、時代の要請や流れに対応した新しい利用価値を見出すとともに、ラムサール条約登録湿地の知名度を活かし商品づくりとPRを行う。

自然を体験・体感できる観光等の推進

各湖が持つ自然の特性や伝統、文化を活かしたエコツーリズム、教育旅行の推進

- ・ 各湖が持つ自然の特性を活かした体験プログラムや各湖と人との関わりの中でつくられてきた伝統、文化を活かした体験プログラムを開発するなど、地元の人々とのふれあいや暮らしを感じることができるエコツーリズムや教育旅行を推進する。

地域リーダーの育成

- ・ 自然体験学習やエコツーリズムに取り組む地域リーダーを育成する。

都会の人を対象にした自然体験の場の提供

- ・ 都会で働く人が、週末に自然の中での生活が体験できる仕組みづくりを進める。

団塊の世代を対象にした自然体験の場の提供

- ・ 定年を迎える団塊の世代が、自然の中での生活が体験できる仕組みづくりを進める。

ラムサール条約湿地が持つイメージを活かした商品づくりとPR

しじみなど特産品の復活

- ・ 「三方五湖」の象徴であるしじみなどの特産品を復活し売り出す。

ナガブナなどの増殖による特産品の開発

- ・ 三方五湖には、ナガブナやアオウナギ、タモロコ（ミカタモロコ）など美味な魚が生息しており、これを特産品として開発する。

ラムサール条約湿地が持つ「安全・安心」のイメージを利用した農産物の売り出し

- ・ ラムサール条約湿地は自然環境が守られているというイメージを活用し、農産物を売り出す。

統一ブランドマークの設定

- ・ 三方五湖をイメージする統一ブランドを設定し、PRに活用する。

ラムサール条約湿地の冠をつけたイベントの実施

- ・ ラムサール条約湿地の冠をつけたイベントの実施により知名度のアップを図る。

【従来からの取組み】

〔観光〕

- ・ 三方五湖周辺における遊歩道など観光施設の整備〔両町、県〕
- ・ 観光客誘致のための観光PRの実施〔両町、観光協会等〕
- ・ 若狭三方五湖ツーデーマーチなどのイベントの実施
〔両町、観光協会等〕
- ・ エコツーリズムを推進するための自然体験プログラムの作成
【H16】〔県〕
- ・ 自然の語り部養成研修の実施【H16】〔県〕

〔水産資源〕

- ・ 魚類の増殖〔漁協〕
- ・ しじみ漁場の造成【H17～】〔若狭町、漁協〕

(2) 三方五湖の自然環境を壊さない保全とバランスのとれた活用

自然環境が保全され、そこから持続的に恩恵を受けていくため、保全とバランスのとれた活用を進める。

バランスのとれた活用のためのルールづくり

- ・ 過度な利用による自然環境への影響を極力避けるために、ボートなど湖面を利用する際の利用時期や利用場所の設定、利用に当たっての配慮事項など利用に関するルールづくりを検討する。

3 学び・伝える

三方五湖と持続的に関われる人づくりを進める。

- (1) 環境学習の機会の拡大
- (2) 環境学習の内容の充実
- (3) 具体的な活動への移行

(1) 環境学習の機会の拡大

地域の人々が、自分たちの生活や生業が三方五湖に及ぼす影響を理解するとともに、先人たちの守ってきた三方五湖の自然環境の重要性を認識し、大切にすることを意識を持つため、地域や学校等における環境学習の機会を拡大する。

また、地域の外の人にも三方五湖の自然環境を学んでもらい、地域の活動を支えてもらう。

地域の人、地域外の人とともに学べる環境学習の場の提供

公民館や海浜自然センター等での環境学習講座や出前講座の拡充

- ・ 公民館や海浜自然センター等での環境学習講座や出前講座の拡充を行い、環境学習の機会拡大を図る。

環境学習に必要な場所、講師、教材が提供できるシステムの構築

- ・ 地域外の人々も三方五湖を環境学習の場として気軽に利用できるよう既存施設の活用を図るとともに、利用者からの要望に応じて、インターネット等により環境学習に必要な講師や場所、教材が提供できるシステム構築を進める。

交流の促進

- ・ 三方五湖の自然環境と共通性のある全国の湿地において保全・活用に取り組んでいる人が集まり、シンポジウムの開催や三方五湖をフィールドに現場研修会を開催することにより、地元の人と地域外の人との交流を進める。

【従来からの取組み】

- ・ 自然保護センター、海浜自然センター等による自然体験学習の実施〔県〕
- ・ 環境保全団体による環境学習の実施
- ・ 地元小学校での環境教育の実施〔両町〕
- ・ 公民館による環境学習講座、出前講座の実施【H16～】〔美浜町〕
- ・ 町民が行う環境学習講座に対する支援【H16～】〔美浜町〕

(2) 環境学習の内容の充実

指導者の育成や環境保全団体などの連携により、環境学習の充実を図る。

指導者の育成と確保

指導者養成講座の実施

- ・ 環境学習の指導者を育成するため指導者養成講座を開催し、人材の確保を図る。

環境学習サポートボランティア登録制度の充実

- ・ 三方五湖の自然環境や歴史・文化に詳しい人を発掘し、環境学習サポートボランティアとして登録する。

三方五湖の自然環境に関する学習マニュアルの作成

- ・ 学校における環境教育の取組みを拡充させるため、三方五湖の自然環境に関する学習マニュアルを作成する。

情報交換・連携の推進

- ・ 環境学習に携わる各行政機関、環境保全団体が情報交換を行い、また共同して実施することにより環境学習の質の向上を図る。

教材とフィールドの充実

三方五湖の自然環境や環境学習の場を紹介した環境マップやビデオの作成

- ・ 三方五湖の自然環境や水田魚道、ふゆみずたんぼなどの取組み場所を示した環境マップを作成し、フィールドでの環境学習を進める。また、保全・活用意識の醸成を図るためのビデオを作成する。

水田魚道、ふゆみずたんぼなどの活用

- ・ 水田魚道、ふゆみずたんぼなどを活用し、環境学習の場所の拡大を図る。

知恵の伝承

- ・ 三方五湖の自然環境に詳しい高齢者の知恵と技を伝える。

モニタリング調査データの充実

- ・ 各調査機関が実施した三方五湖の水質や野生生物に関する調査結果を集約し、環境学習の教材や自然環境保全活動に活用できるよう、関連施設で閲覧、ホームページ等での提供を行う。

【従来からの取組み】

- ・環境アドバイザー、ナチュラルストリーダー、県自然保護職員の講師派遣 [県]
- ・学習サポートボランティア登録制度による指導者の確保【H16～】〔美浜町〕

(3) 具体的な活動への移行

環境学習の中で醸成された保全の意識を具体的な活動に結び付けていくため、多くの人々が保全活動に参加できる機会の拡大を図る。

集落（地域共同体）、行政、環境保全団体などが行う保全活動への参加促進

統一行動日の設定

- ・集落（地域共同体）による月毎の清掃活動日の設定や行政による季節毎の一斉清掃活動日を設定し、住民の参加を促進する。

保全活動を絡めた各種イベントの実施

- ・環境保全団体による保全活動を絡めた各種イベントの実施により、保全活動の機会を設定し、住民の参加を促す。

三方五湖保全対策協議会を中心としたネットワーク化の推進

- ・多くの人々が保全活動に参加できるよう、三方五湖保全対策協議会を中心に環境保全団体間の連携強化やネットワークづくりを進め、保全活動の機会の拡大を図る。

【従来からの取組み】

- ・クリーンアップふくいなど環境美化運動の促進【H4～】〔県、両町〕
- ・環境保全団体等が行う保全活動に対する支援〔両町〕

保全と活用を結びつける仕組みづくり

保全活動には多くの労力と経費が必要です。労力については、地域の環境保全団体等によりさまざまな取組みが自主的に行われています。

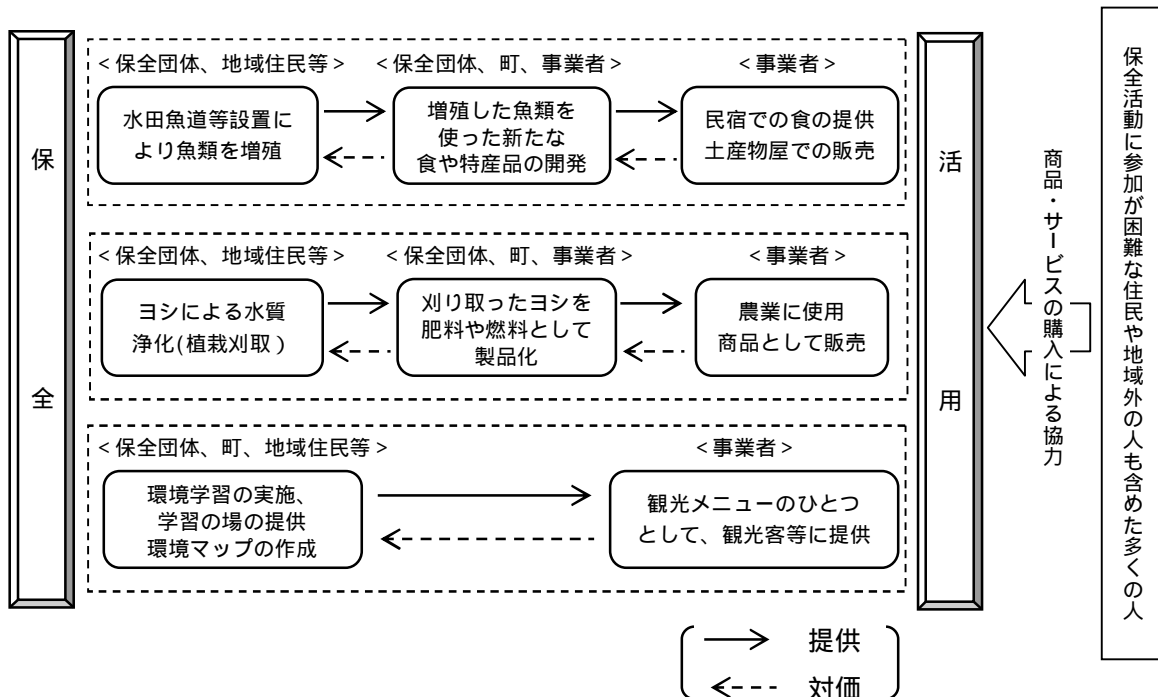
しかし、経費については、現在、環境保全団体等の自己負担と行政からの支援が行われていますが、今後活動を拡大していくには限界があります。

このため、保全サイドと活用サイドの両者が結び付き経済的に成り立つことにより保全・活用が持続的に進む仕組みづくりや、保全サイドに要する経費を活用サイドが補うような仕組みづくりが必要です。

1 保全を行う住民・団体等と活用を行う住民・事業者等の融合

- ・ 保全を主として行う住民・団体等の活動と活用を主として行う事業者・団体等の活動を一体的に組合せ、その活動が経済行為として成り立つ仕組みづくりを進める。
- ・ 保全活動に参加が困難な住民や地域外の人も含めた多くの人たちが、商品やサービスの購入という行為を通して、保全・活用の活動を間接的に支援できる仕組みづくりを進める。

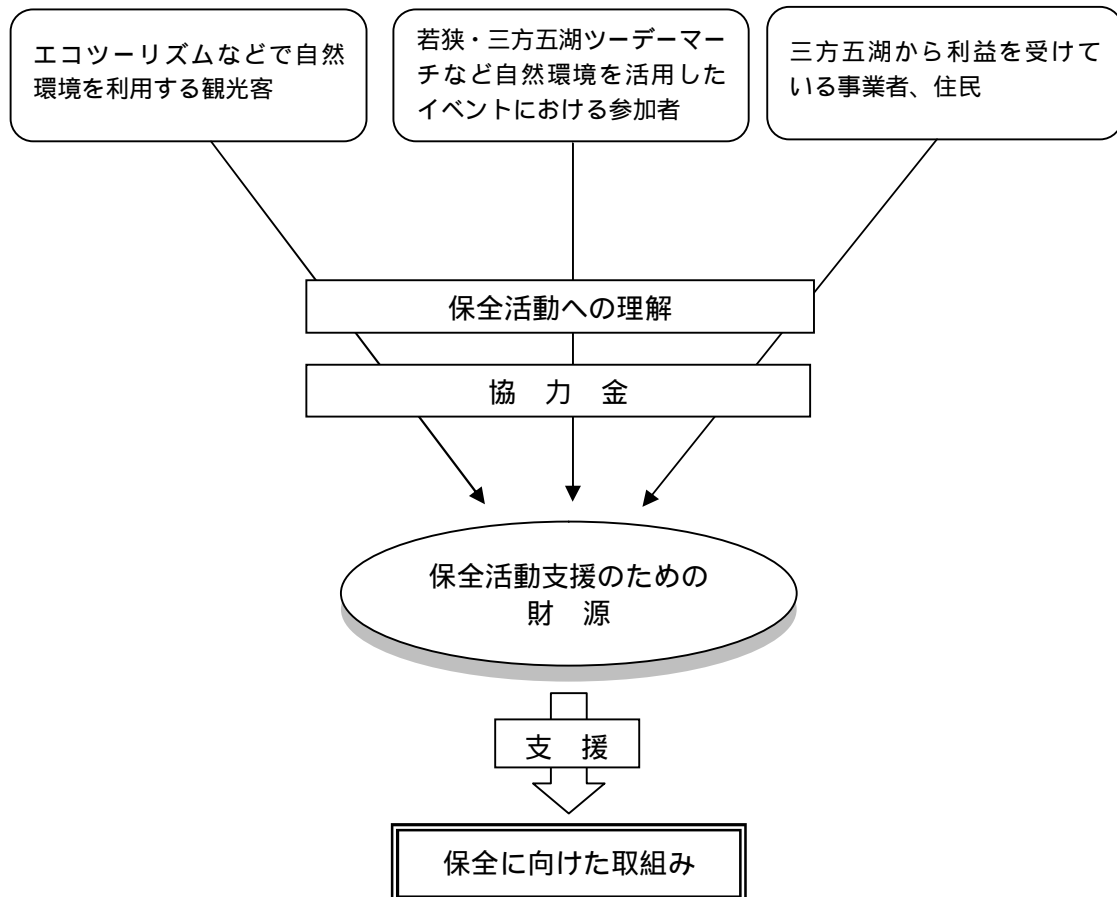
【保全と活用の一体的な組合わせのイメージ】



2 保全活動支援のための財源の確保

- ・ 三方五湖の自然から経済的な恩恵を受けている事業者や住民、さらには三方五湖の自然を求めて訪れる人たちから支援を受ける仕組みづくりを検討する。

(イメージ)



各主体の役割と推進体制

保全・活用を進めるには、地域住民（住民、地域の集落、農林漁業者、観光事業者）、環境保全団体、町、県がそれぞれの役割のもとに、連携協働し取り組むことが必要です。

1 各主体の役割

(1) 地域住民

〔実施者であり主役〕

- ・ 地域住民は日々の生活において三方五湖と関わっており、保全・活用の主人公となって取り組む。また、一人ひとりの取組みを効果のあるものにしていくために、集落（地域共同体）単位で取り組む。

(2) 地域の環境保全団体

〔実施者であり先導者〕

- ・ 自主的に実施するとともに地域住民を引っ張っていく先導的役割を果たしていく。また、住民の取組みに対しアドバイスし、協力する。

(3) 町

〔住民や集落(地域共同体)、環境保全団体への支援と取組みの拡大、人材育成〕

- ・ 地域住民、集落（地域共同体）、環境保全団体の取組みを支援するとともに、取組みの拡大をしていく。また、人材育成を積極的に進める。

(4) 県

〔町や地域への支援、モニタリング調査、研究、モデル事業の実施〕

- ・ 町や地域の取組みの支援を行うとともに、調査、研究を行う。また、先進的なモデル事業を実施する。

2 推進体制

- ・ 集落（地域共同体）、環境保全団体、町、県、関係機関がネットワークを構築し、保全・活用を推進する。（三方五湖保全対策協議会の活用）